

# 令和 05年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：安曇野市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.1 %
全職員	60.6 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.6 %
本庁課長相当職	98.4 %
本庁課長補佐相当職	96.7 %
本庁係長相当職	95.5 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5 %
31～35年	96.2 %
26～30年	92.3 %
21～25年	91.3 %
16～20年	88.3 %
11～15年	96.6 %
6～10年	88.7 %
1～5年	84.8 %

### 【説明欄】

※職員区分について

- (1)「任期の定めのない常勤職員」: 正規職員(特別職除く)
- (2)「任期の定めのない常勤職員以外の職員」: 以下の職員をいう。
  - ・再任用職員(「定年前再任用短時間勤務職員」、「暫定再任用職員」)
  - ・地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員
- (3)「全職員」: (1)、(2)の職員全員

※算出にあたり

- (1)職員数は、各月の給与支払日において給与を支給した職員数の平均を算出する。
- (2)休職等の者(例:育休中の者、病休中の者等)の扱いは、給与が支払われていない場合、職員数を算定する対象に含んでいない。
- (3)短時間勤務の職員等の職員数(31、35、37.5時間/週)についても1人としてカウントする。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。